

東秩父村中小企業等事業継続緊急給付金第二弾について

■事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、著しく収入が減少した村内の中小企業等の事業継続を支援する給付金を支給します。

■中小企業等の定義

フリーランスを含む個人事業者および資本金3億円以下、かつ、従業員300人以下の中小法人、医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人も対象とします。

■給付金の額

一律20万円

■給付対象者

次のいずれにも該当する事業者とします。

- ①東秩父村中小企業等事業継続緊急給付金（第1回村独自給付金）の給付を受けていないこと
- ②令和2年4月1日時点で、村内に主たる事業所を有し、事業として経営していること
- ③前年期の総売上額が180万円以上であること
- ④令和2年6月1日から令和2年12月31日までの任意の連続した2箇月間の総売上額が、前年同2箇月比で20パーセント以上減額になっていること
- ⑤村税等の滞納がないこと
- ⑥暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと

■申請期間

令和2年10月19日（月）～令和3年2月26日（金）

郵送申請の場合は、締め切り当日の消印有効です。

■申請方法

申請に必要な書類の入手方法

東秩父村ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない方は、東秩父村産業観光課窓口で受け取りが可能です。

■問合せ

産業観光課 商工観光担当 ☎82-1223

東秩父村中小企業等応援給付金について

■事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、著しく収入が減少した村内の中小企業等の事業継続を支援する給付金を支給します。

■中小企業等の定義

フリーランスを含む個人事業主および資本金3億円以下、かつ、従業員300人以下の中小法人、医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人も対象とします。

■給付金の額

2万円から100万円

前年期の総売上額と売上減少率に応じて支給します。

■給付対象者

次のいずれにも該当する事業者とします。

- ①令和2年4月1日時点で、村内に主たる事業所を有し、村内で事業を実施していること
（※村内での事業実施の実態を確認する場合があります。）
- ②令和2年6月1日から令和2年12月31日までの任意の連続した3ヶ月間の売上額の平均値が、前年同3ヶ月の平均値比で20%以上減少していること
- ③令和元年度の総売上額が200万円以上であること
- ④令和元年度以前から事業収入があり、確定申告していること

■申請期間

令和2年10月19日（月）から令和3年2月26日（金）までです。

郵送申請の場合は、締め切り当日の消印有効です。

■申請方法

・申請に必要な書類の入手方法

東秩父村ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない方は、東秩父村産業観光課窓口で受け取りが可能です。

■問合せ

産業観光課 商工観光担当 ☎82-1223